

長久手市 補助金等の適正化に関するガイドライン【概要版】

○今ガイドラインを作る理由

第6次長久手市総合計画の推計

- ・生産年齢人口は令和7年頃を頂点にして減少に転じる→市税収入の増加は期待できません。
- ・社会保障費の増加や医療・介護サービス等の需要の急激な増大が懸念されます。

将来にわたり健全財政を維持し、必要性の高い公共のサービスを将来の市民にも良好な状態で引き継いでいくためには、将来の市民に大きな負担を残さない努力、仕組みづくりがより重要になります。

→【行政改革により各種事業の見直しを進めます】

補助金についても、主な財源が市民の税金である以上、その必要性や効果を明らかにして、適正な運用をはかっていきます。

○ガイドラインの適用範囲

補助金及び助成金とします。

○補助基準の設定

◆交付期間と終期の設定

原則、補助の実施は10年以内とし、補助事業開始時には、事前に終期を設定します。

既存の補助事業は、見直し時に令和13年度末までの終期を設定します。

◆補助金の規模、補助限度額及び補助率

透明性を確保するため、**補助金は補助対象とする事業費への支出に限定し**、団体運営に係る一般的な費用は事業と直接関係ないため、原則補助対象経費とはしません。

補助金額は対象経費を基に算出します。ただし標準的な手法で最も安価に実施できる経費を基本としながら、交付実績や社会情勢等を総合的に判断して設定します。

補助率は補助金等の性質により定めませんが、原則**補助対象経費の2分の1を上限**とします。

財源を獲得（ガバメントクラウドファンディング等）して市に歳入される場合は、既定の補助額に別途上乘せ。

◆ビルドアンドスクラップ

新たに補助金等を設置する場合や補助の規模を拡大するような改正を行う場合は、特に認められる事由がない場合は、他補助の廃止や見直し（縮小）がある場合に限りです。

◆要綱の整備

補助金等は要綱に基づいて交付します。要綱には次の内容を具体的かつ明確に規定します。

- ・趣旨
- ・対象者
- ・対象とする事業内容や経費
- ・補助率や補助単価
- ・終了時期
- ・手続等

⇒ 要綱はすべて市のホームページで公開します。

…部分は団体への補助金にのみ適用します

◆補助対象としないもの

原則として次のような経費は補助対象とはしません。

- ・事業の目的が不明確、あるいは事業効果が薄いと認められるもの
- ・交付対象団体の自己資金で十分運営が可能なもの
- ・会計処理が適切に行われていない団体に対するもの

◆補助対象経費の範囲

団体においては、**対象経費と対象外経費を明確に区別**し、市の補助金を財源とする経費支出と団体等の自主財源による経費支出が区分できるよう、適切な会計処理をしてください。

なお、補助対象経費の範囲について、**特に注意してほしい点**は以下のとおりです。

- ・本市の施設利用で**減免を受けた場合、残りの使用料（利用料金）は補助対象にはできません。**
- ・交際費、慶弔費、積立金、財産取得（備品購入含む）、寄附金は補助対象にはできません。
- ・飲食費は原則補助対象にはできませんが、会議等の湯茶、講師弁当、給食事業など事業自体が飲食に関わるものは例外として認めます。
- ・旅費について、慰労的な視察研修は対象外とします。
- ・補助金等を更に他団体へ交付する**間接補助は、補助の不透明化につながるため、原則対象外とします。**ただし、市が直接補助するより効率的・効果的であると認めた場合は対象とします。



○補助金の適正化を検証する仕組み

各補助金の実績報告書等を基に、次の視点で、適切に支出されているかを検証します。

公益性・有効性・妥当性・補完性・公平性・透明性

例えばこんな視点から検証を行います。

- ・効果が幅広く市民生活の維持・向上に資するものか
- ・社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか
- ・直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか
- ・市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか
- ・同様の条件に該当すれば、又は活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか

毎年度「補助金等適正化チェックシート」で確認する仕組みをつくり、検証結果及び見直した内容は、市のホームページで公表します。



ガイドラインは令和4年度から運用を開始し、遅くとも令和5年度予算から、全ての補助金に適用して、補助金事業のより適正な運用に努めていきます。ご不明な点は、各補助金を所管する担当部署へお尋ねください。